

宍粟市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

宍 粟 市

H30 年3月 中間見直し後

目次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2. 計画の法的根拠と位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間 | 2 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 | 3 |
| 1. 人口について | 3 |
| 2. 世帯について | 8 |
| 3. 就業の状況について | 11 |
| 4. 就学前施設の在籍状況 | 12 |
| 5. あずかり保育・学童保育所の在籍状況 | 14 |
| 6. ニーズ調査結果の概要 | 15 |
| 7. 現状・課題のまとめと今後の方向性 | 22 |
| 第3章 計画の基本理念 | 23 |
| 1. 計画の基本理念 | 23 |
| 2. 計画の基本的な視点 | 24 |
| 3. 施策の体系 | 25 |
| 第4章 施策の展開 | 26 |
| 1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり | 26 |
| 2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり | 37 |
| 第5章 推進体制 | 38 |
| 1. 計画の推進体制 | 38 |
| 2. 情報提供・周知 | 38 |
| 3. 計画の評価・検証 | 38 |
| 参考資料(巻末資料) | 39 |
| 1. 宍粟市子ども・子育て会議条例 | 39 |
| 2. 宍粟市子ども・子育て会議委員名簿 | 41 |
| 3. 策定経過 | 42 |
| 4. 用語解説 | 43 |

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）が 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

宍粟市では、平成 22 年 3 月に「第 2 次宍粟市少子化対策推進総合計画（しそう子ども・子育て応援プラン）」を策定し、「みんなで子育て 子どもが輝くまち」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。

また、平成 25 年 1 月には「しそうこども指針」を策定し、そのなかで乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたい子どもの像を示し、家庭と地域社会、教育・保育施設及び行政機関がともに協力し連携しながら、すべての就学前の子どもの教育・保育の充実と子育て支援を推進してきました。

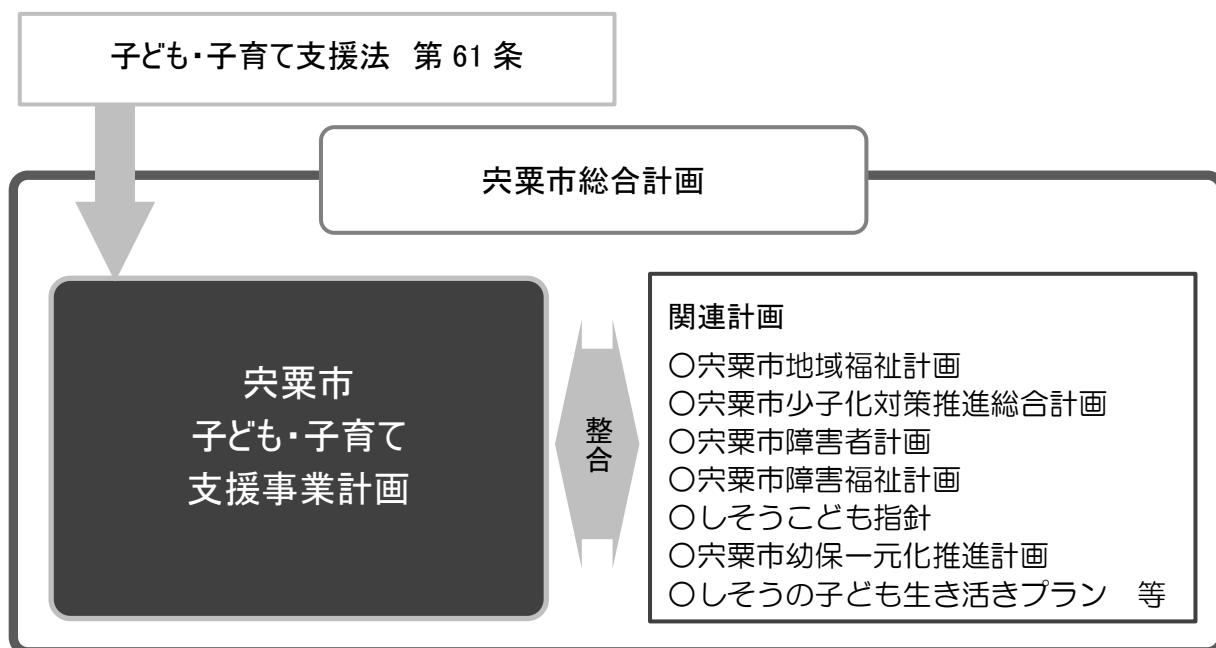
しかし、本市においても少子高齢化や核家族化の進行による様々な社会状況の変化や、女性の就労希望の増加による保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの育ちへの影響が問題視されています。「子どもは親・保護者がはぐくむことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するために、さらにつながりのある社会を構築する必要があります。

このような現状・課題に対応するため、平成 24 年 2 月に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。子ども・子育て関連 3 法に基づき、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進していくことをめざすとされています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するため、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたい子どもの像を示す「しそっこども指針」を踏まえつつ、「宍粟市総合計画」を上位計画とし、「宍粟市地域福祉計画」等の関連計画と整合を図ったものとしています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

| | | (年度) | | | | | | | | |
|--|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|-----|-----|
| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
| 計画 策定 | 宍粟市子ども・子育て支援事業計画（本計画） | | | | | | | | | |
| | 次期計画 （平成 32 年度～） | | | | | | 評価・ 次期計画策定 | | | |
| (国の動き) 待機児童解消加速化プラン （平成 25 年度～平成 29 年度） | | | | | | | | | | |

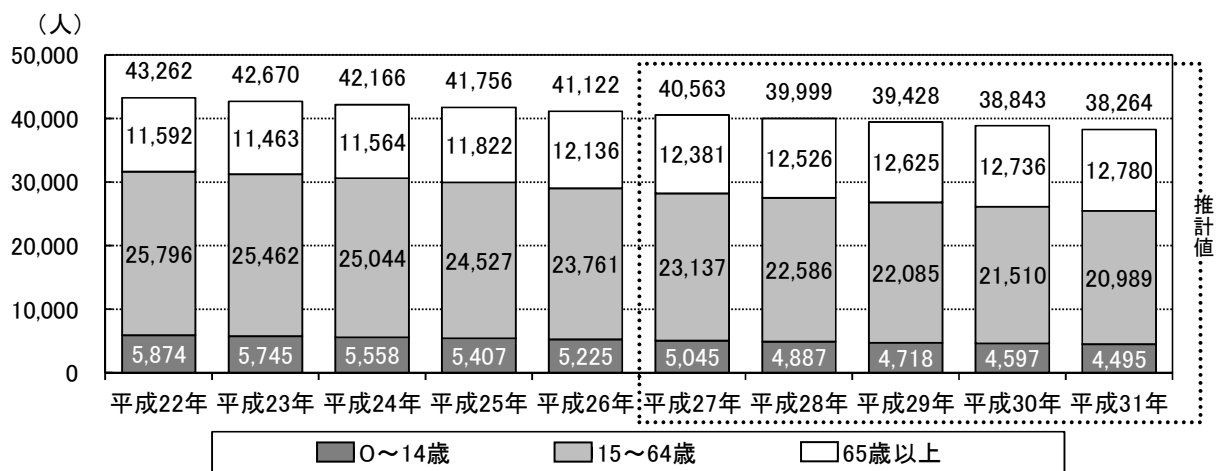
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口について

総人口は減少傾向にあり、平成22年から平成26年にかけて毎年約400～600人減少しています。

また、65歳以上人口は、平成22年から平成23年にかけては減少していますが、平成23年以降は増加傾向にあります。一方、0～14歳人口と15～64歳人口は、ともに減少傾向となっており、今後も引き続き減少していくことが予測されます。

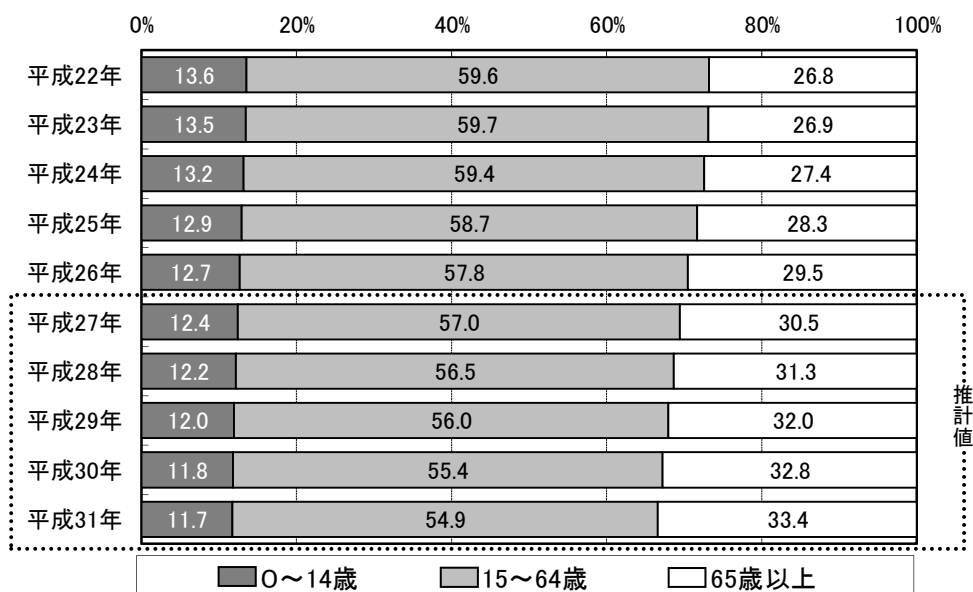
■年齢階層別の人口推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)



資料:住民基本台帳(平成22年～平成26年:各年3月末日現在)／社会福祉課(平成27年以降推計値)

年齢3区分別人口割合については、65歳以上人口割合が増加傾向にある一方、0～14歳人口割合はゆるやかな減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

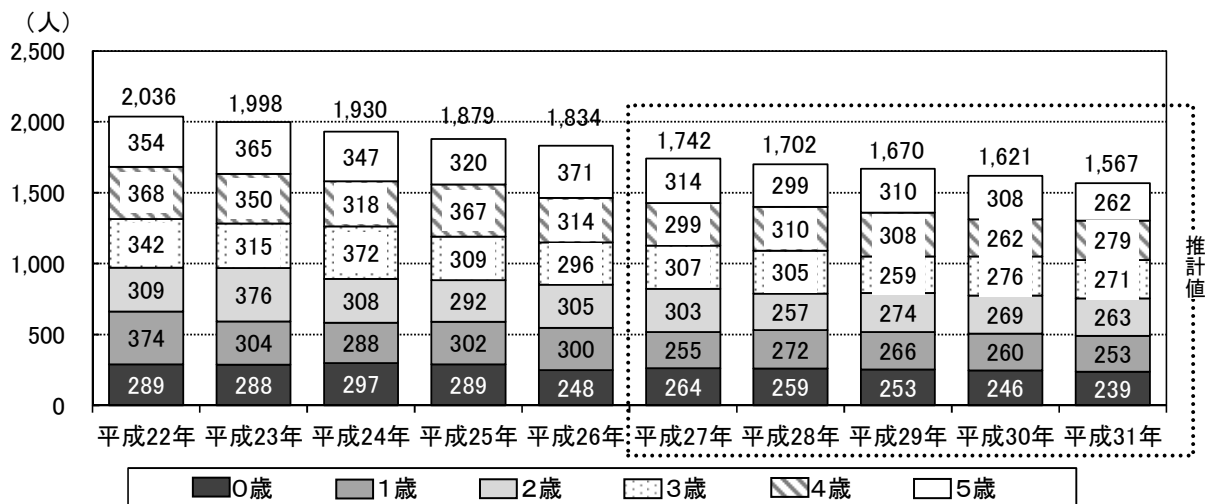
■年齢3区分別人口割合の推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)



資料:住民基本台帳(平成22年～平成26年:各年3月末日現在)／社会福祉課(平成27年以降推計値)

就学前児童（0歳～5歳）は減少傾向にあります。0歳については、平成22年から平成25年にかけては300人近くを推移していましたが、平成26年では248人となっています。

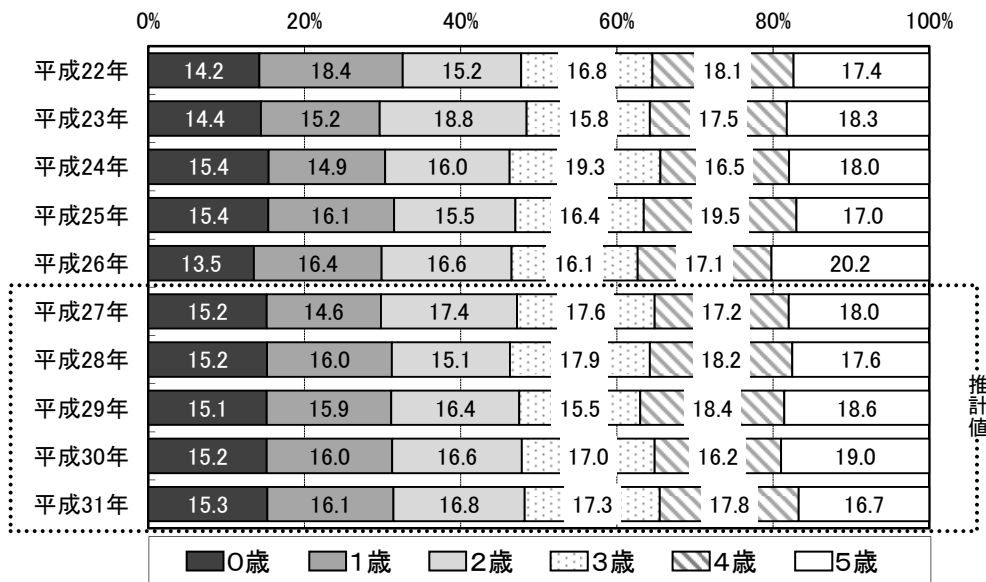
■年齢別就学前児童数の推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)



資料:住民基本台帳(平成22年～平成26年:各年3月末日現在)／社会福祉課(平成27年以降推計値)

平成26年の年齢別就学前児童割合は、0歳が13.5%、5歳が20.2%となっています。

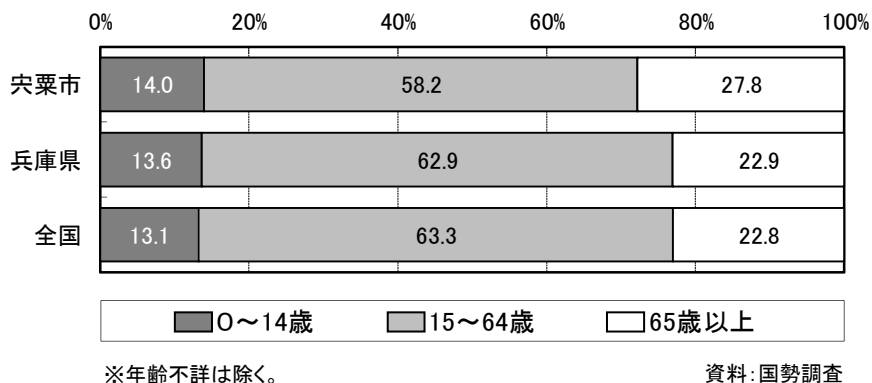
■年齢別就学前児童割合の推移(平成22年～平成26年)及び推計(平成27年以降)



資料:住民基本台帳(平成22年～平成26年:各年3月末日現在)／社会福祉課(平成27年以降推計値)

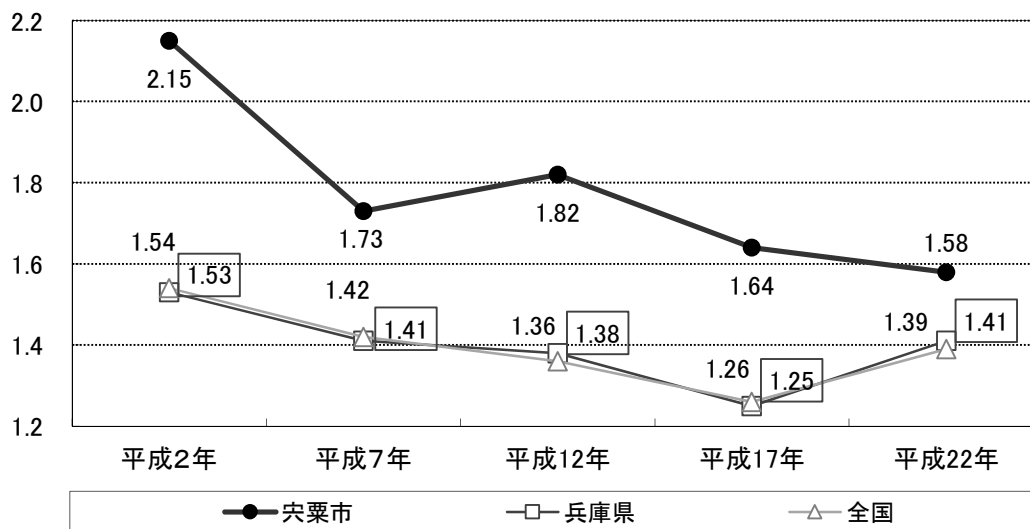
宍粟市の年齢3区分別人口割合について、兵庫県及び全国と比較すると、0～14歳人口割合と65歳以上人口割合が高くなっています。0～14歳人口割合については、兵庫県や国よりもわずかに高く、子どもの占める割合がやや高いことがわかります。

■平成22年における年齢3区分別人口割合の比較



合計特殊出生率は平成2年から平成7年にかけて急激に減少し、平成7年から平成12年にかけて増加したものの、平成12年以降は転じて減少傾向となっています。兵庫県及び全国と比較すると一貫して高い水準を保っていますが、県・国では、平成17年から平成22年にかけて増加しており、一定の下げ止まりがみられます。宍粟市においては減少傾向が続いており、県・国との差が縮小しています。

■合計特殊出生率の比較

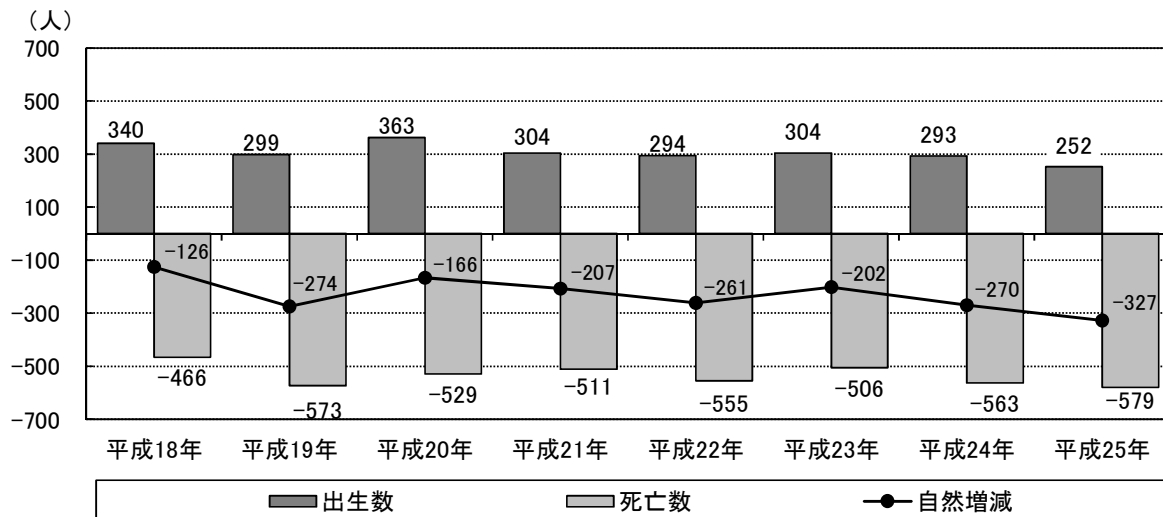


※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。

資料:兵庫県保健統計年報

自然動態では、平成 18 年から平成 25 年にかけて死亡数が出生数を上回っています。また、平成 23 年から平成 25 年にかけての出生数は減少傾向にあり、一方で死亡数は増加傾向にあります。

■自然動態

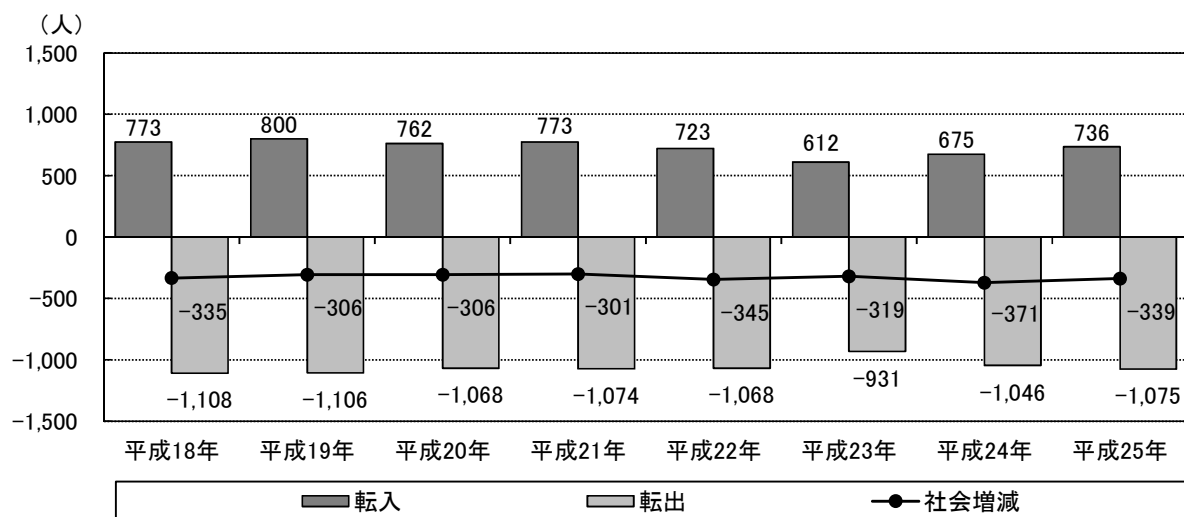


※自然動態…出生数から死亡数を減じた数。

資料: 宍粟市人口統計表

社会動態では、平成 18 年から平成 25 年にかけて転出数が転入数を上回っています。平成 23 年から平成 25 年にかけての転入数と転出数は、ともに増加傾向にあります。

■社会動態

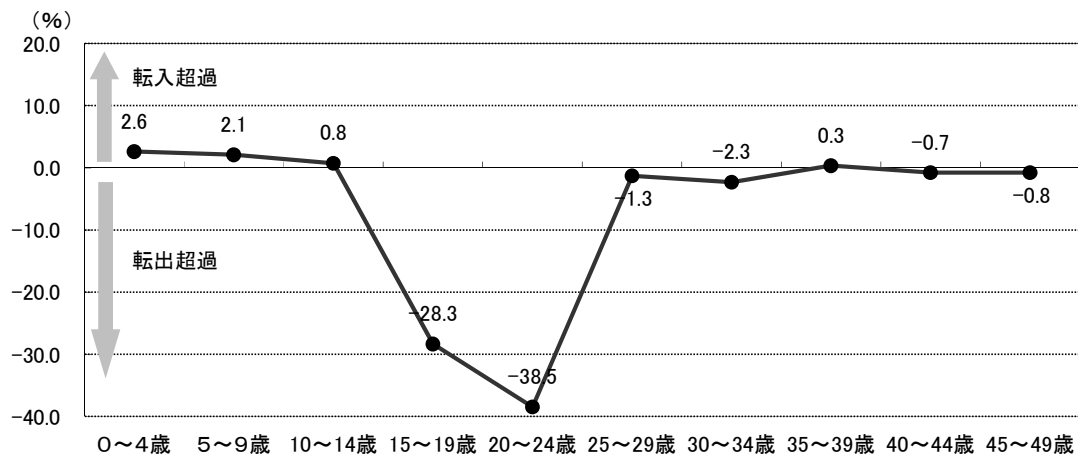


※社会動態…転入者数から転出者数を減じた数。

資料: 宍粟市人口統計表

平成 22 年の国勢調査における年齢別の転出入人口割合では、0～4 歳や 5～9 歳の転入超過が多くなっているものの、15～19 歳や 20～24 歳の転出超過が非常に多くなっています。高校卒業後、進学や就業等で大量に市外に転出していると考えられます。

■年齢別転出入人口割合



■年齢別の転出入状況(抜粋)

| | 0～4歳 | 5～9歳 | 10～14歳 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口(人) | 1,629 | 1,889 | 2,208 | 1,772 | 1,513 | 1,886 | 2,155 | 2,594 | 2,138 | 2,361 |
| 転入(人) | 113 | 158 | 92 | 53 | 257 | 386 | 341 | 235 | 120 | 74 |
| 転出(人) | 70 | 118 | 75 | 555 | 839 | 410 | 390 | 226 | 136 | 92 |
| 社会増減(人) | 43 | 40 | 17 | -502 | -582 | -24 | -49 | 9 | -16 | -18 |
| 年代別転出入割合(%) | 2.6 | 2.1 | 0.8 | -28.3 | -38.5 | -1.3 | -2.3 | 0.3 | -0.7 | -0.8 |

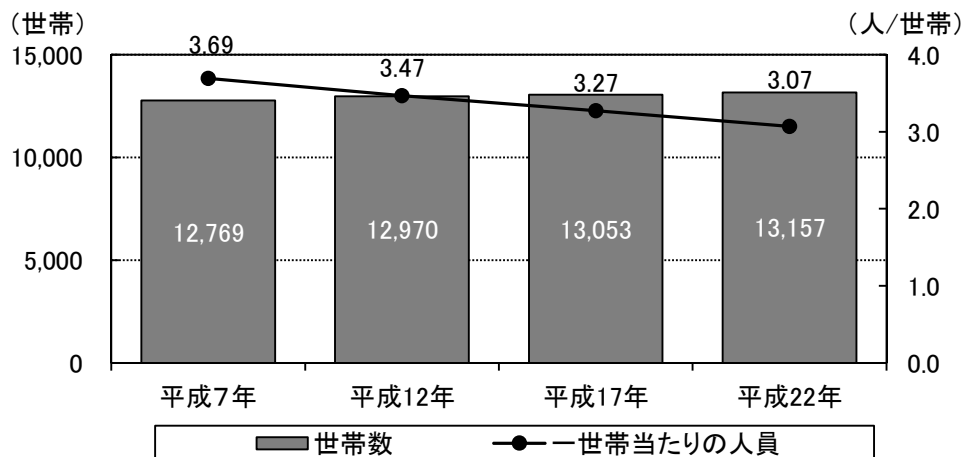
※年齢別転出入割合は、各年齢の人口に対して、転出入人口を除算した数。

資料: 国勢調査(平成 22 年)

2. 世帯について

世帯数は増加する反面、一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

■ 宍粟市における世帯数と一世帯当たりの人員の推移

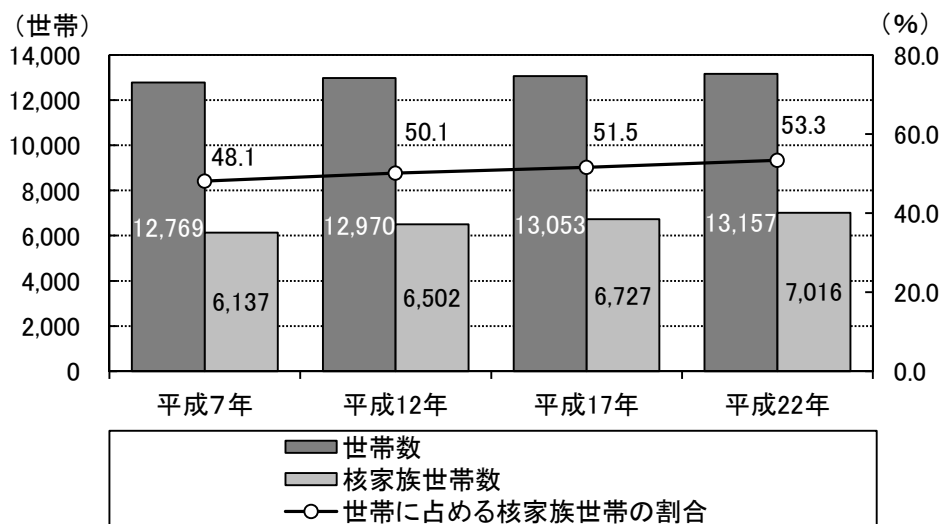


※ここでいう「世帯」とは、国勢調査における「一般世帯」と「施設等の世帯」の2区分のうち「一般世帯」を指す。

資料：国勢調査

世帯数の増加に伴い、核家族世帯数が増加しています。また、世帯に占める核家族世帯の割合も増加傾向となっており、平成12年以降は50%を上回っています。

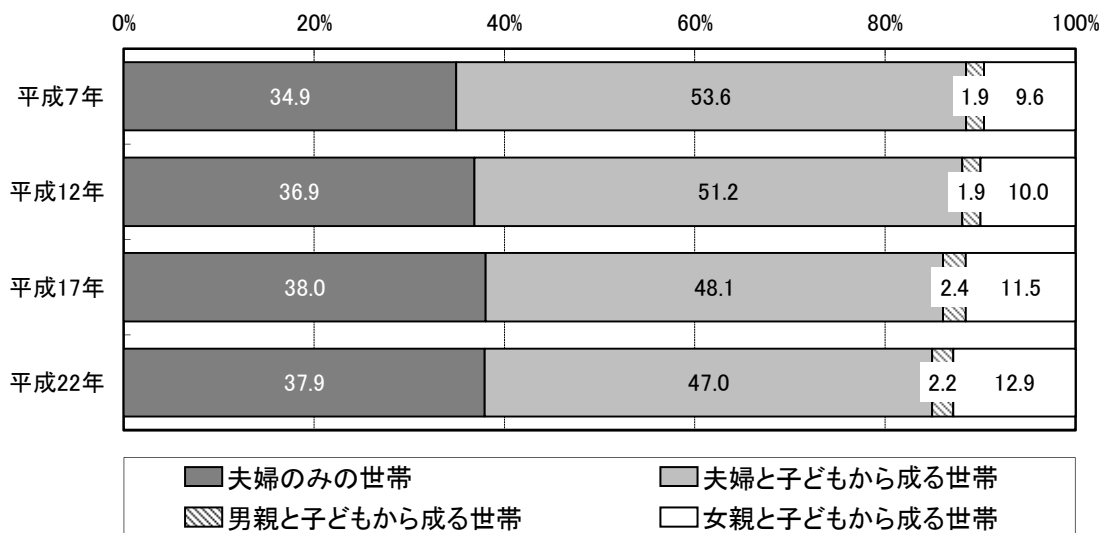
■ 宍粟市における核家族世帯数等の推移



資料：国勢調査

核家族世帯の内訳としては、平成7年から平成17年にかけて、夫婦のみの世帯割合がやや増加していますが、それ以降は微減となっています。一方、夫婦と子どもから成る世帯割合は減少しています。また、女親と子どもから成る世帯の割合は増加しています。

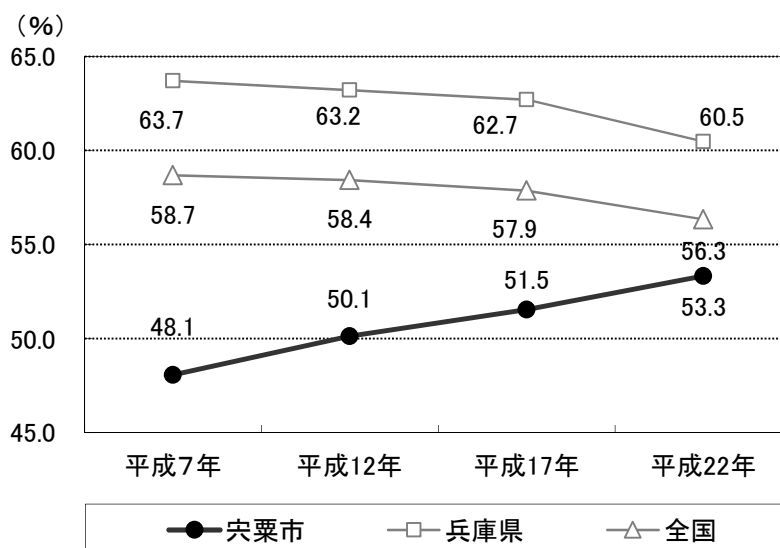
■宍粟市における核家族世帯の内訳



資料: 国勢調査

宍粟市の世帯に占める核家族世帯の割合は、兵庫県及び全国と比べて低い割合となっていますが年々増加傾向にあり、今後も本市の核家族世帯は増加していくことが予測されます。

■世帯に占める核家族世帯の割合の比較

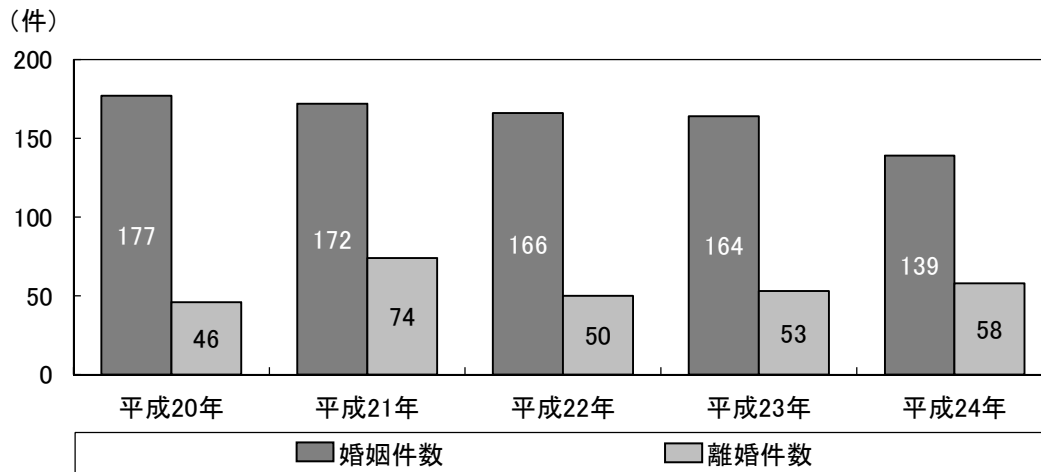


資料: 国勢調査

婚姻件数は、平成 20 年から平成 24 年にかけて減少傾向にあります。

離婚件数は、平成 21 年から平成 22 年にかけて減少し、平成 22 年以降はゆるやかな増加傾向にあります。

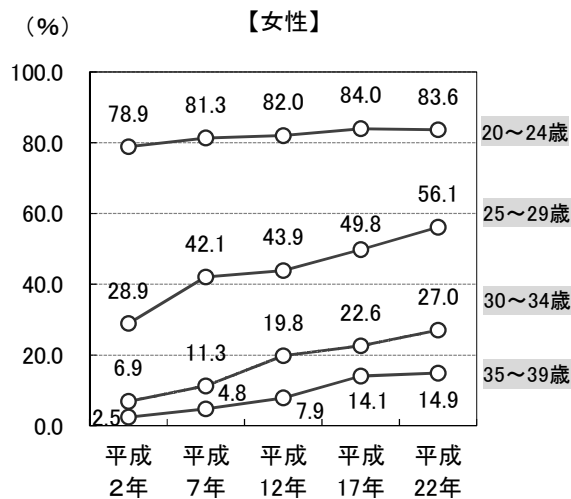
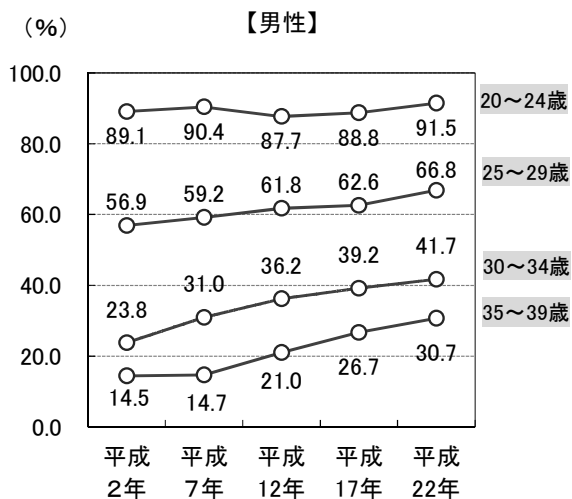
■婚姻件数及び離婚件数の推移



資料：兵庫県保健統計年報 人口動態調査

未婚率は、男女いずれの年代においても上昇傾向にあります。特に女性においては、20歳代後半から30歳代前半が大きく上昇しています。男性においては、30歳代の未婚率が上昇しています。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

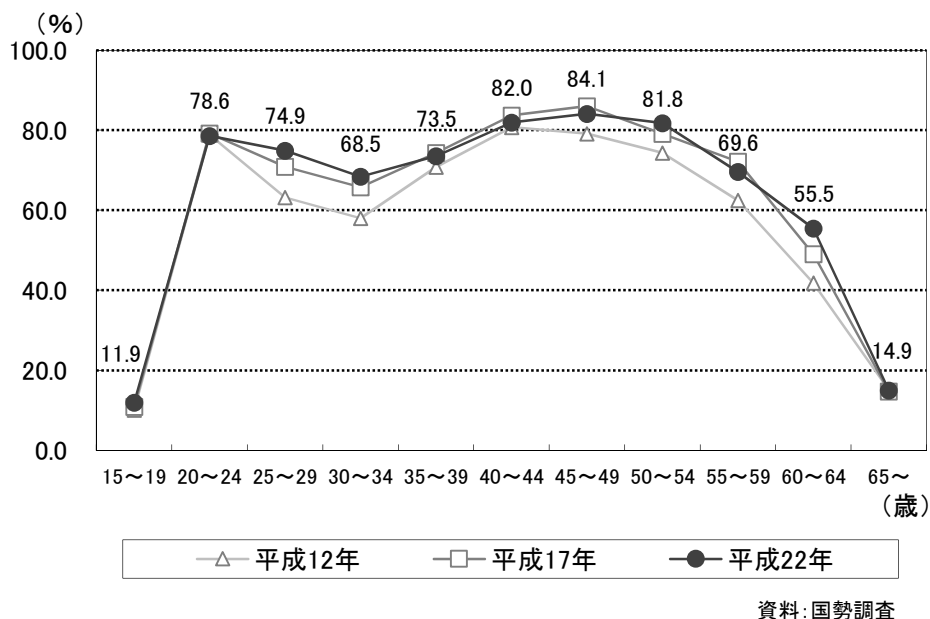


資料：国勢調査

3. 就業の状況について

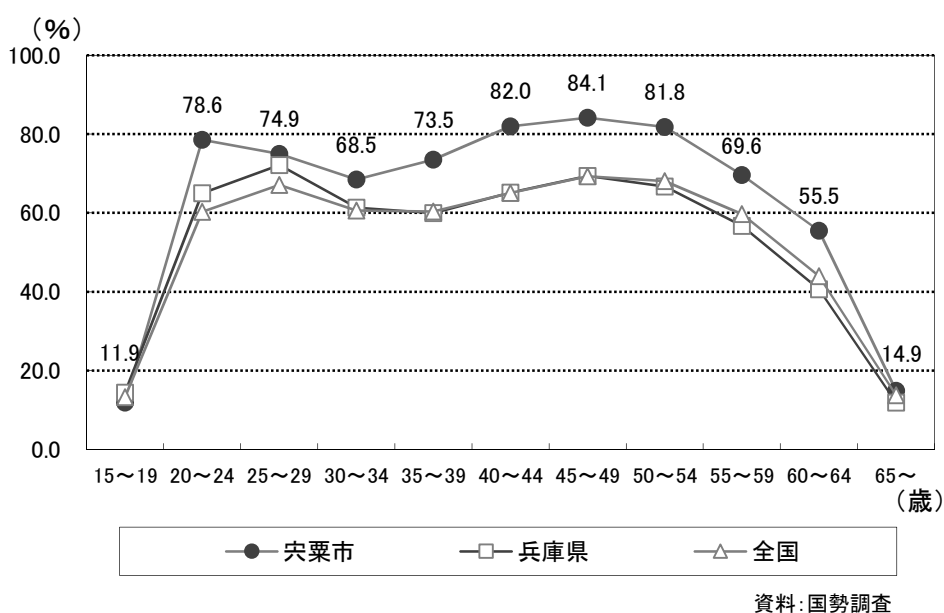
女性の労働力率は、20歳代前半で高い割合を示した後、出産・子育て期に入る30歳代前半から後半で底をつき、その後再び上昇するというM字曲線を描いています。しかし、30～34歳をはじめとする年代の労働力率は年々増加しています。

■ 宍粟市における労働力率の推移(女性)



宍粟市の女性の労働力率は、兵庫県及び全国と比べても高い水準となっています。

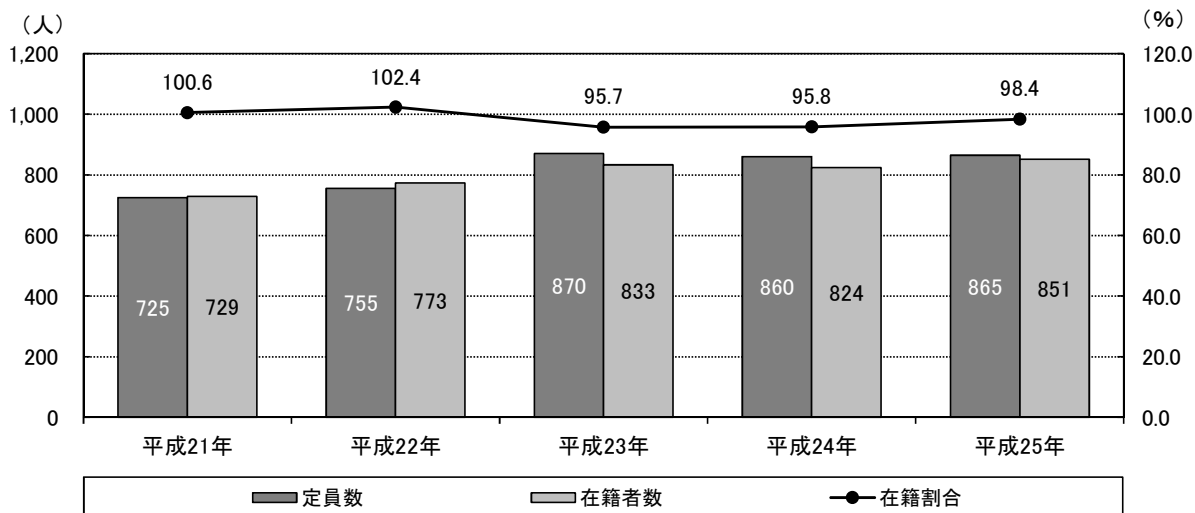
■ 宍粟市における労働力率(女性・平成22年)の比較



4. 就学前施設の在籍状況

認可保育所（園）全体の在籍割合は、平成21年から平成22年にかけて100%を超えており、平成23年以降では100%を下回っています。

■認可保育所（園）の定員数と在籍者数

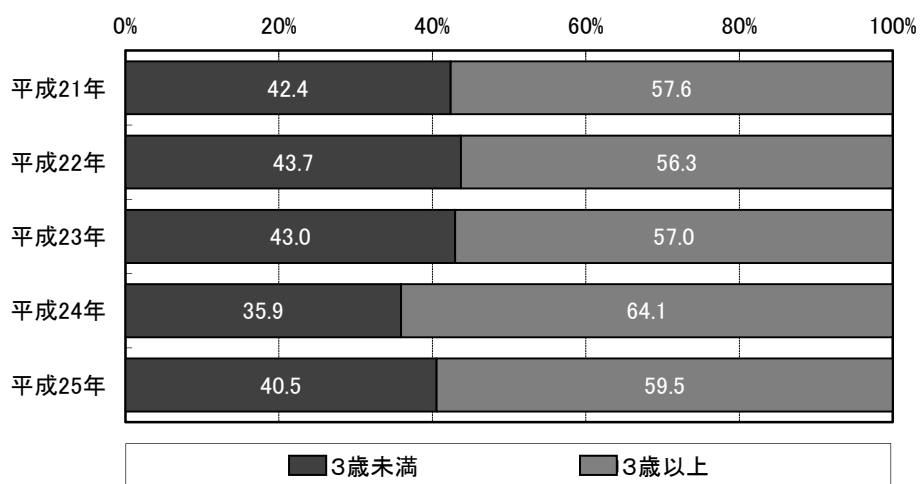


注：管外受託込み。

資料：こども未来課(各年7月1日現在)

3歳未満児の占める割合は、平成25年では40.5%となっており、3歳以上児の占める割合は59.5%となっています。

■年齢別認可保育所（園）の在籍割合

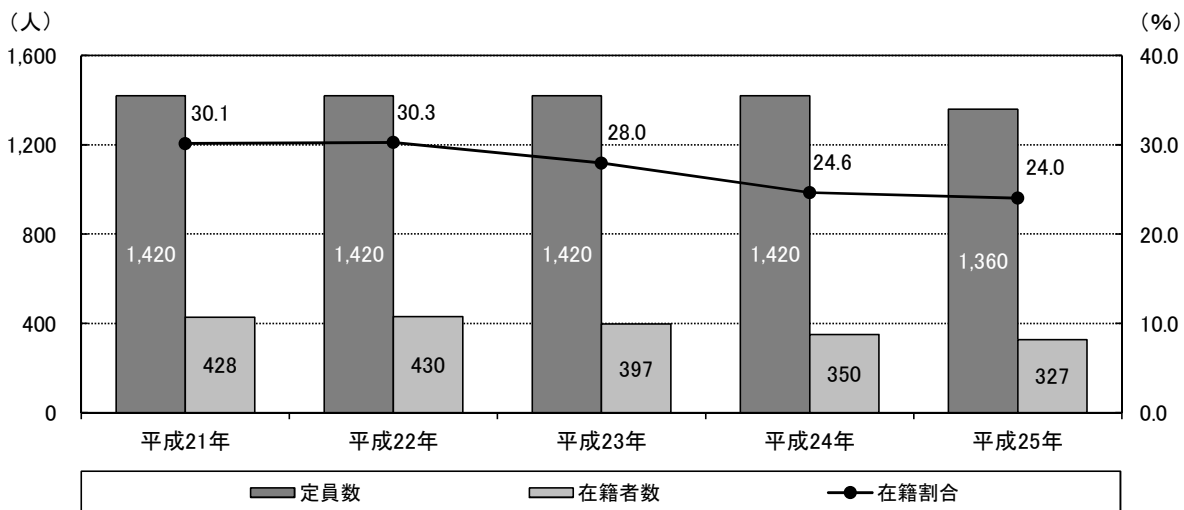


注：管外受託込み。

資料：こども未来課(各年7月1日現在)

幼稚園の在籍割合は、平成 22 年の 30.3%からは減少傾向となっており、定員数を下回る状態が続いています。また、在籍者数に関しても平成 22 年以降は減少傾向にあり、平成 25 年では 327 人となっています。

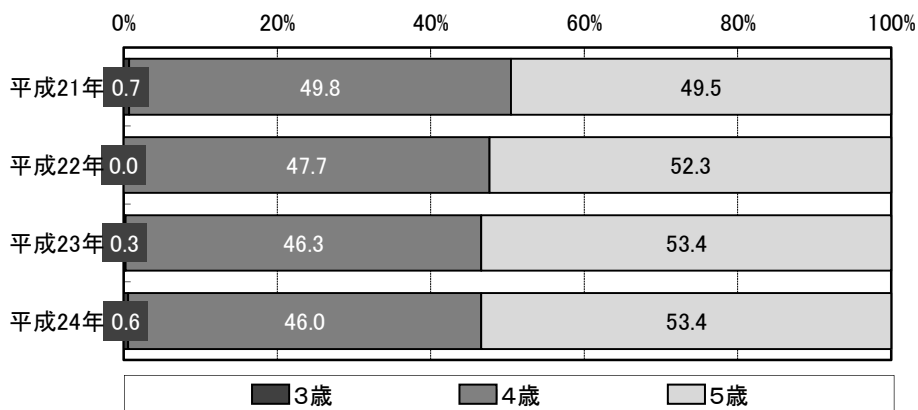
■幼稚園の定員数と在籍者数



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

年齢別幼稚園の在籍割合は、平成 21 年において4歳と5歳の占める割合がほぼ同等となっています。平成 22 年以降は5歳の占める割合が増加しており、平成 24 年では5歳の占める割合が4歳を 7.4 ポイント上回っています。

■年齢別幼稚園の在籍割合

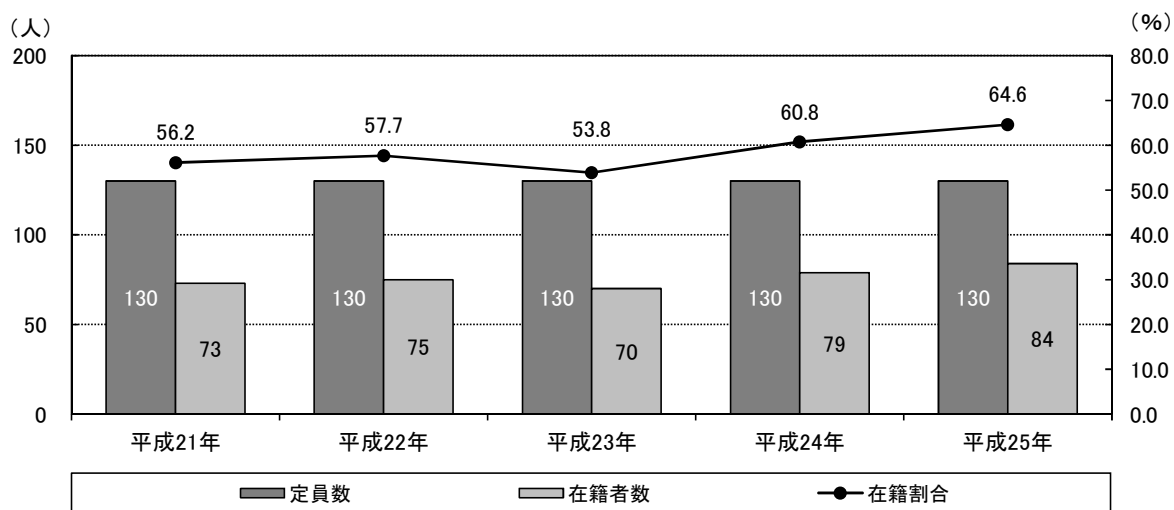


資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

5. あずかり保育・学童保育所の在籍状況

あずかり保育の在籍割合は、平成23年から平成25年にかけて増加傾向にあります。

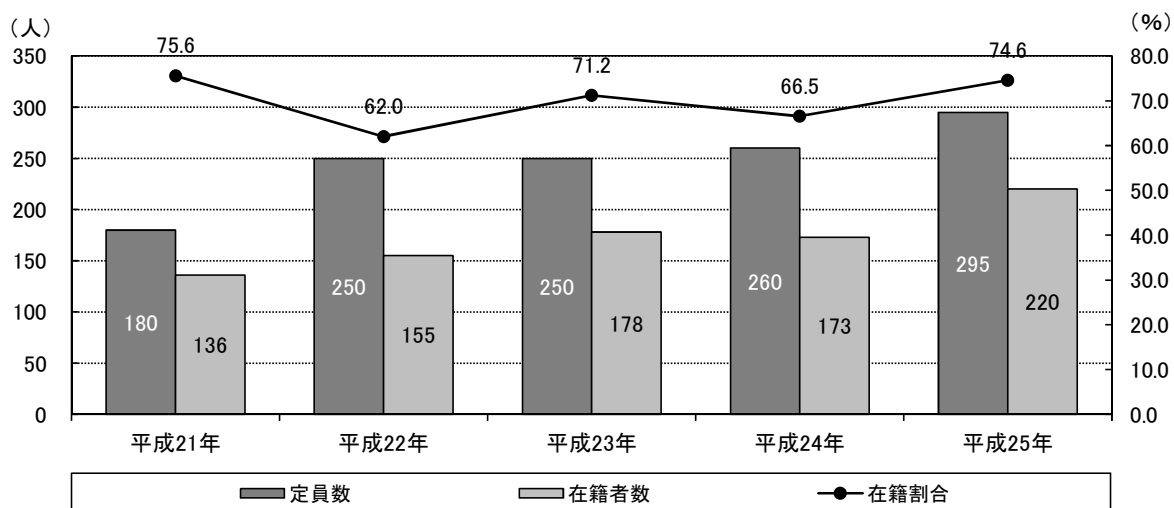
■あずかり保育の定員数と在籍者数



資料: こども未来課(各年4月1日現在)

学童保育所の在籍割合は増減を繰り返しながら推移しており、平成25年では74.6%となっています。

■学童保育所の定員数と在籍者数



資料: こども未来課(各年4月1日現在)

6. ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

| | |
|-------|---|
| 調査の目的 | 本調査は、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。 |
| 調査設計 | <p>調査地域：宍粟市全域</p> <p>調査対象者：就学前児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）</p> <p>小学生児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査）</p> <p>抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）の末子がいる全世帯1,440件、小学生（6歳～11歳）の末子がいる世帯から1,000件を無作為抽出</p> <p>調査期間：平成25年11月29日（金）～12月13日（金）</p> <p>調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法</p> |

| 調査種類 | 調査対象者数 (配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----------------|-------|-------|
| 就学前児童 | 1,440 | 646 | 44.9% |
| 小学生児童 | 1,000 | 447 | 44.7% |
| 合計 | 2,440 | 1,093 | 44.8% |

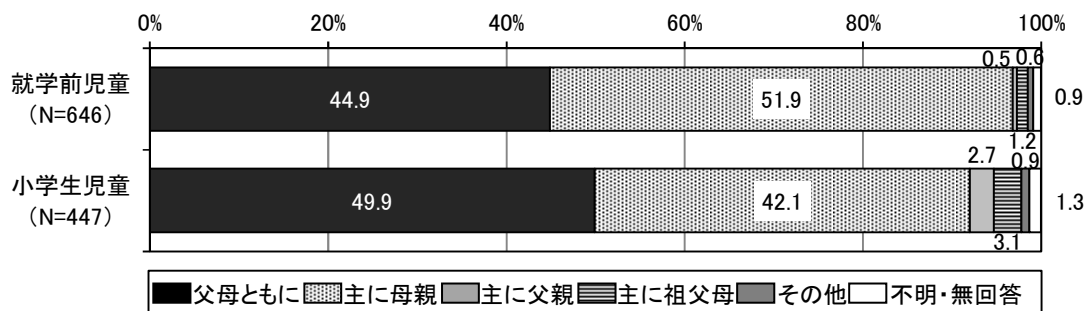
【ニーズ調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の概要

①子育てを主に行っている方

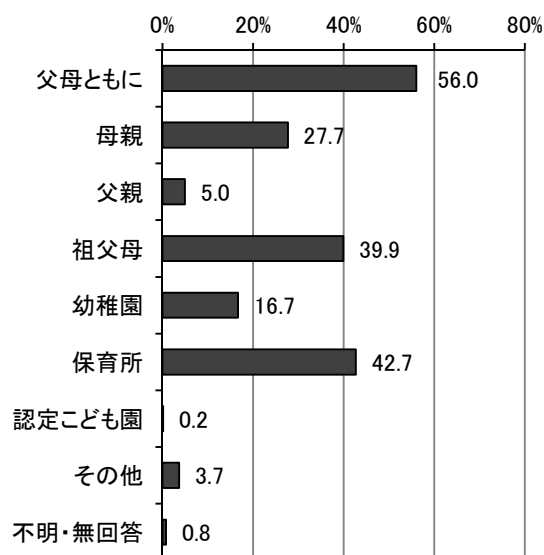
子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童では「主に母親」が51.9%と最も高く、次いで「父母ともに」が44.9%となっています。一方、小学生児童では「父母ともに」が49.9%と最も高く、次いで「主に母親」が42.1%となっています。



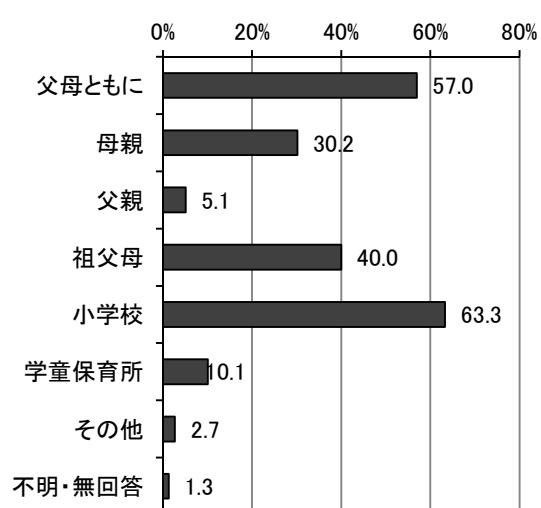
②子育てに日常的に関わっている方（施設）

子育てに日常的に関わっている方（施設）についてみると、就学前児童では「父母ともに」が56.0%と最も高く、次いで「保育所」が42.7%となっています。一方、小学生児童では「小学校」が63.3%と最も高く、次いで「父母ともに」が57.0%となっています。

就学前児童 (N=646)



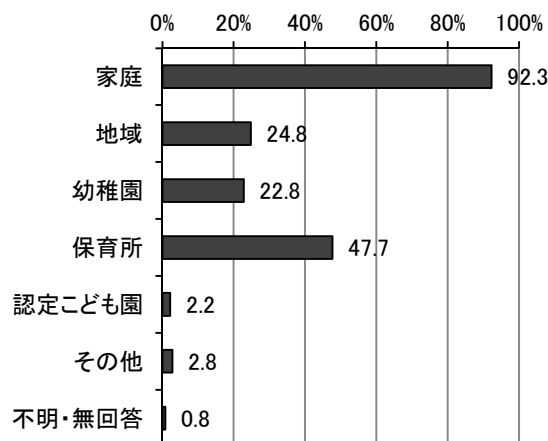
小学生児童 (N=447)



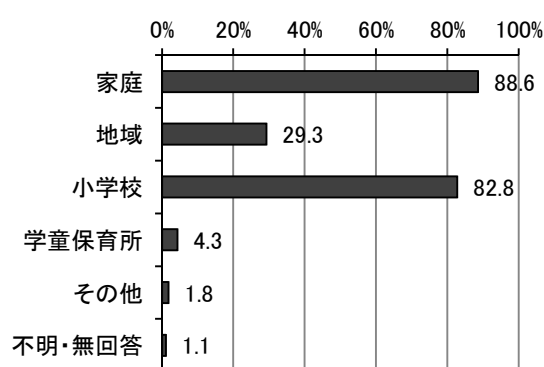
③子育てに影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で92.3%、小学生児童で88.6%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「保育所」が47.7%、小学生児童では「小学校」が82.8%となっています。

就学前児童(N=646)

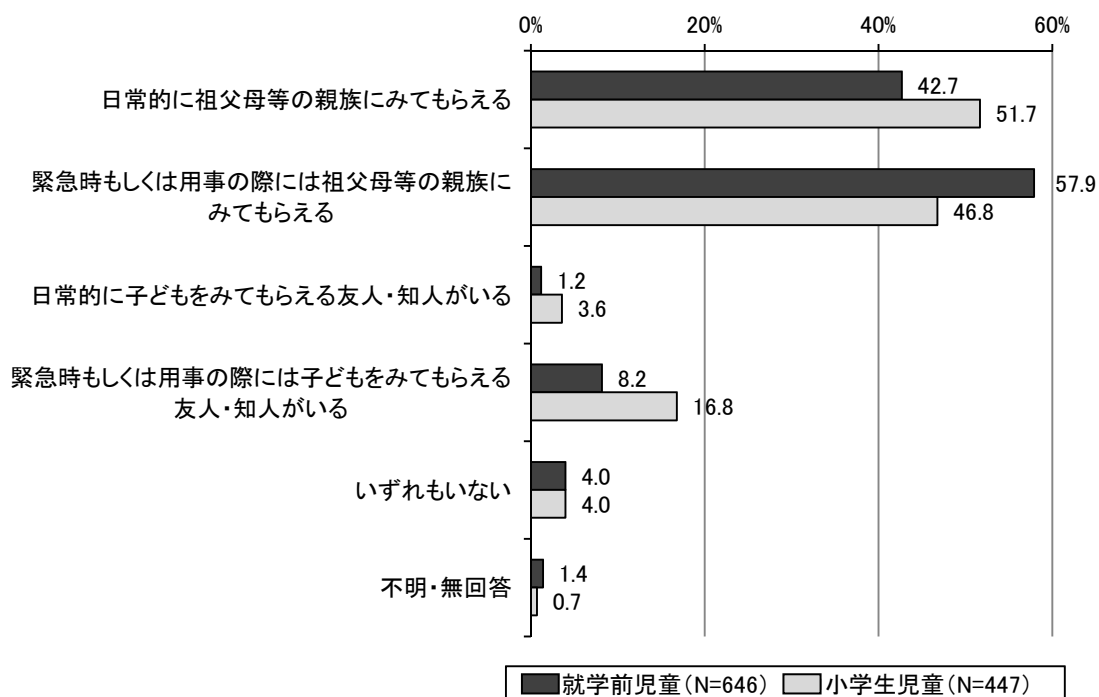


小学生児童(N=447)



④日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

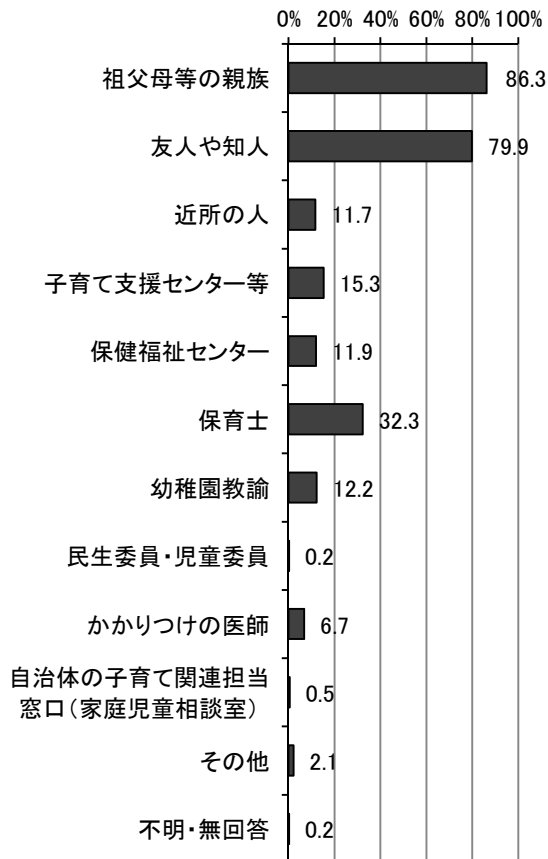
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が42.7%となっています。一方、小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.7%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が46.8%となっています。



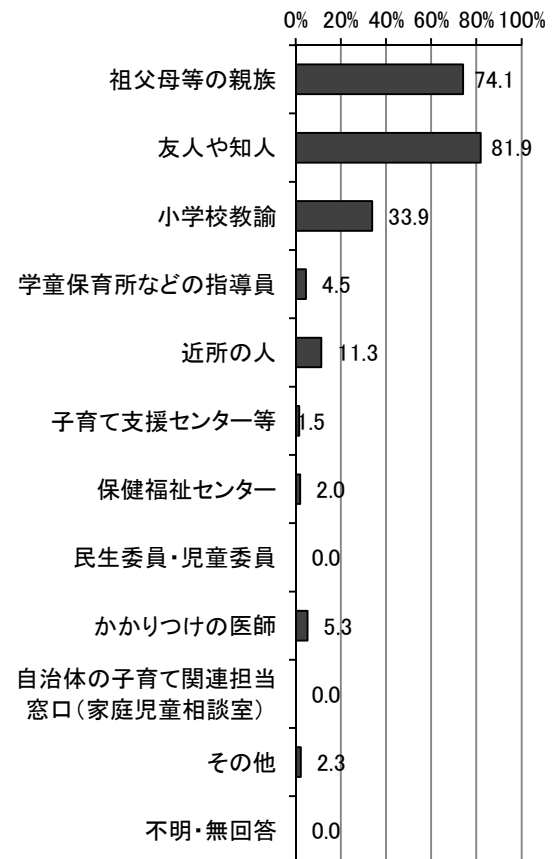
⑤気軽に相談できる先

気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が86.3%、小学生児童では「友人や知人」が81.9%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「友人や知人」が79.9%、小学生児童では「祖父母等の親族」が74.1%となっています。

就学前児童(N=613)

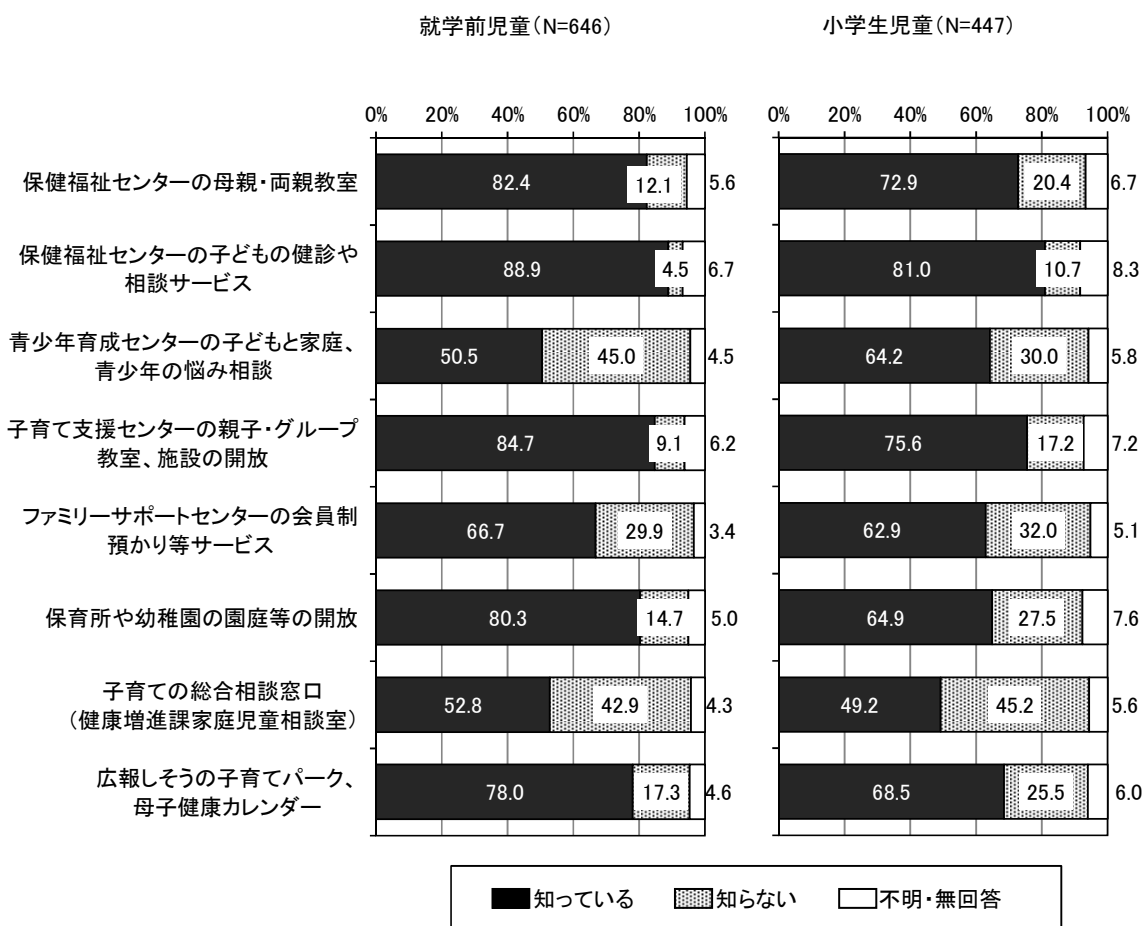


小学生児童(N=398)



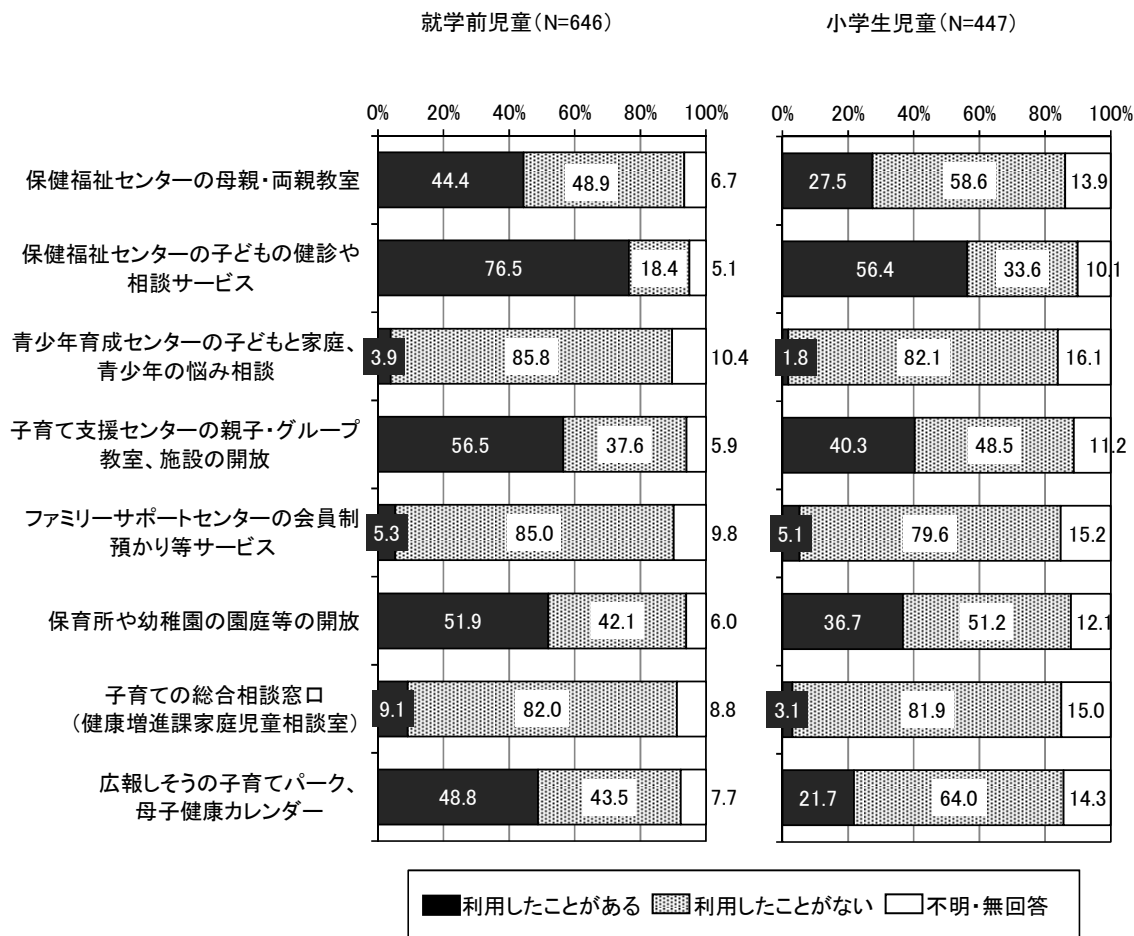
⑥地域の子育て支援事業の認知度

地域の子育て支援事業の認知度についてみると、「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」では、就学前児童、小学生児童ともに『知っている』が8割以上と認知度が高くなっています。一方、就学前児童では「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」、小学生児童では「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」の『知らない』が4割以上あり、認知度は低くなっています。



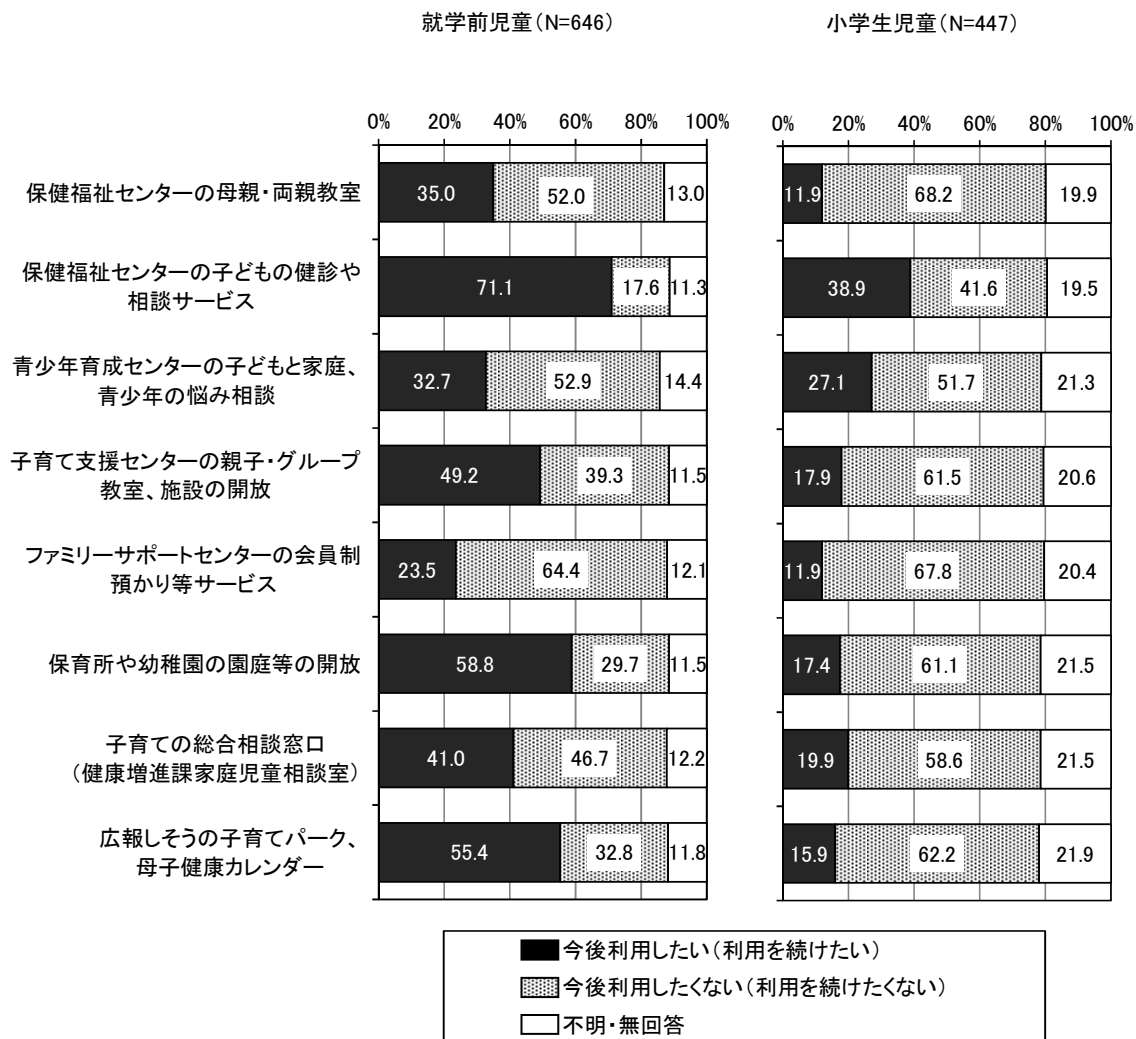
⑦地域の子育て支援事業の利用度

地域の子育て支援事業の利用度についてみると、就学前児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」等、小学生児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」では、『利用したことがある』が5割以上と利用度が高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」では、『利用したことがない』が8割以上あり、利用度は低くなっています。



⑧地域の子育て支援事業の利用意向

地域の子育て支援事業の利用意向についてみると、就学前児童では「保健福祉センターの子ども健診や相談サービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」では、『今後利用したい(利用を続けたい)』が6割近くから7割以上と利用意向が高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに「ファミリーサポートセンターの会員制預かり等サービス」では、『今後利用したくない(利用を続けたくない)』が6割以上あり、利用意向は低くなっています。



7. 現状・課題のまとめと今後の方向性

◎子どもが健やかにはぐくまれる環境の充実が求められています

現状・課題

少子高齢化を背景とする子どもと家庭をめぐる状況は、宍粟市においても日々変化してきています。県や国と比べると、高齢者の割合は年々高くなる一方、子どもの割合は県や国より若干高いものの、年々減少している現状です。また、合計特殊出生率に関しても、県や国と比べると、差が縮小傾向にあり僅差で高くなっている現状です。このことから、出生数の減少スピードは速いと考えられます。

今後の方向性

宍粟市において安心して子どもを産み、大切に育てることができる環境を整備することが重要です。そして一人ひとりの子どもが健やかにはぐくまれるために、虐待、障がい、家族の状況等の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもと子育て家庭を支援することが今後も必要となります。

◎地域・社会ぐるみでの子育て支援の取り組みが求められています

現状・課題

宍粟市では、子育てを支援するための様々な事業を展開しており、認知度は一定数ありますが、利用度と利用意向に関しては、事業によって差があり、利用しやすい環境を整備することが必要です。また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、緊急時に子どもを預けられる親類や相談相手も持たず、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にみられます。国や県は核家族世帯の割合が減少傾向にあるのに対して、本市では人口減少とともに世帯数が増加し、核家族が増えている現状がうかがえます。

今後の方向性

子育て支援センターやファミリーサポートセンター等の子育て支援施設の整備・活用はもちろん、延長保育、一時預かり、各種健診事業等の制度に関する取り組みの拡充を図り、地域と行政が子育て支援の連携を高めていくことが重要です。

◎仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

現状・課題

宍粟市における核家族世帯の割合は、平成12年の50.1%から年々増加傾向にあり、今後とも核家族世帯の増加が予測されます。そのなかで、ひとり親と子どもの世帯が増加傾向にあります。また、宍粟市の女性の労働力率は、県や国と比べても高い割合となっており、働く女性が増えていることも現状としてあげられることから、母親＝労働者であるという認識をもち、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが課題となります。

今後の方向性

仕事と子育ての両立支援に関して、母親のみを支援の対象として考えるのではなく、父親はもちろん、祖父母等の親族を巻き込んだ家庭のなかで、積極的に子育てに携わることのできる環境づくりや子育て世帯を周囲が応援する基盤を整備することが必要です。

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

つながり はぐくみ 子どもが輝くまち

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことです。

宍粟市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し、地域の未来をはぐくんでゆく。このようなまちの将来を担うすべての子どもが輝くまちをめざしています。

このため、宍粟市の自然、文化等あらゆる環境や地域のつながりのなかで、「子どもの最善の利益」が実現され、子どもの育ちとともに親の育ちを一体的に支え、一人ひとりの子どもが健やかに、幸せに成長することができるよう、子ども・子育て支援を推進します。

2. 計画の基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

乳児期から幼児期へと子どもがはぐくまれる過程において、情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得していくことは、子どもが成長していく上で大切なことです。子どもと保護者が安心してふれあえること、質の高い教育・保育の安定的な提供をすることで、子どもが健やかにはぐくまれる支援に努めます。

(2) 親としての育ちの視点

安心して子どもを産み、育てていくことができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことはもちろん、子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うことができる学習機会や場の整備を進めていきます。

(3) 地域での支え合いの視点

地域のあたたかなまなざしが、子育て家庭に注がれていることを実感できるよう、取り組みを充実させ、その発信と周知に努めます。そのうえで、子どもやその家庭が地域や社会とつながり、良好な関係を築きながら、健やかにはぐくみ、はぐくまれることが大切です。

(4) 支援を要する子どもへの視点

障がい、疾病、虐待、貧困等の社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を含めたすべての子どもと子育て家庭が等しく保障されることをめざすことが重要です。

(5) ワーク・ライフ・バランスの視点

宍粟市では核家族世帯が増加傾向にあり、そのなかでも働く女性が増えている現状があります。子育てのなかで、安心して子どもを預けることができる体制を確保しつつ、仕事との両立を図りながら暮らしていけるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

3. 施策の体系

つながりはぐくみ子どもが輝くまち

1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期
 - ① 幼稚園・保育所・認定こども園
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期
 - ① 利用者支援事業
 - ② 時間外保育事業（延長保育事業）
 - ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
 - ④ 子育て短期支援事業
 - ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - ⑥ 養育支援訪問事業
 - ⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
 - ⑧ 一時預かり事業
 - ⑨ 病児・病後児保育事業
 - ⑩ ファミリーサポートセンター事業
 - ⑪ 妊婦健康診査事業
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

- (1) 保幼小連携・小中一貫教育の推進
 - ① 「しそうこども指針」に基づいた子育て支援の推進
 - ② 「しそうの子ども生き生きプラン」の推進
- (2) 就学前教育・保育の環境整備
 - ① 「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供
 - ② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実
- (3) 放課後子ども総合プランの推進
- (4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援
 - ① 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備
 - ② 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

第4章 施策の展開

1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり

(1) 教育・保育提供区域の設定

◆宍粟市における教育・保育提供区域の設定

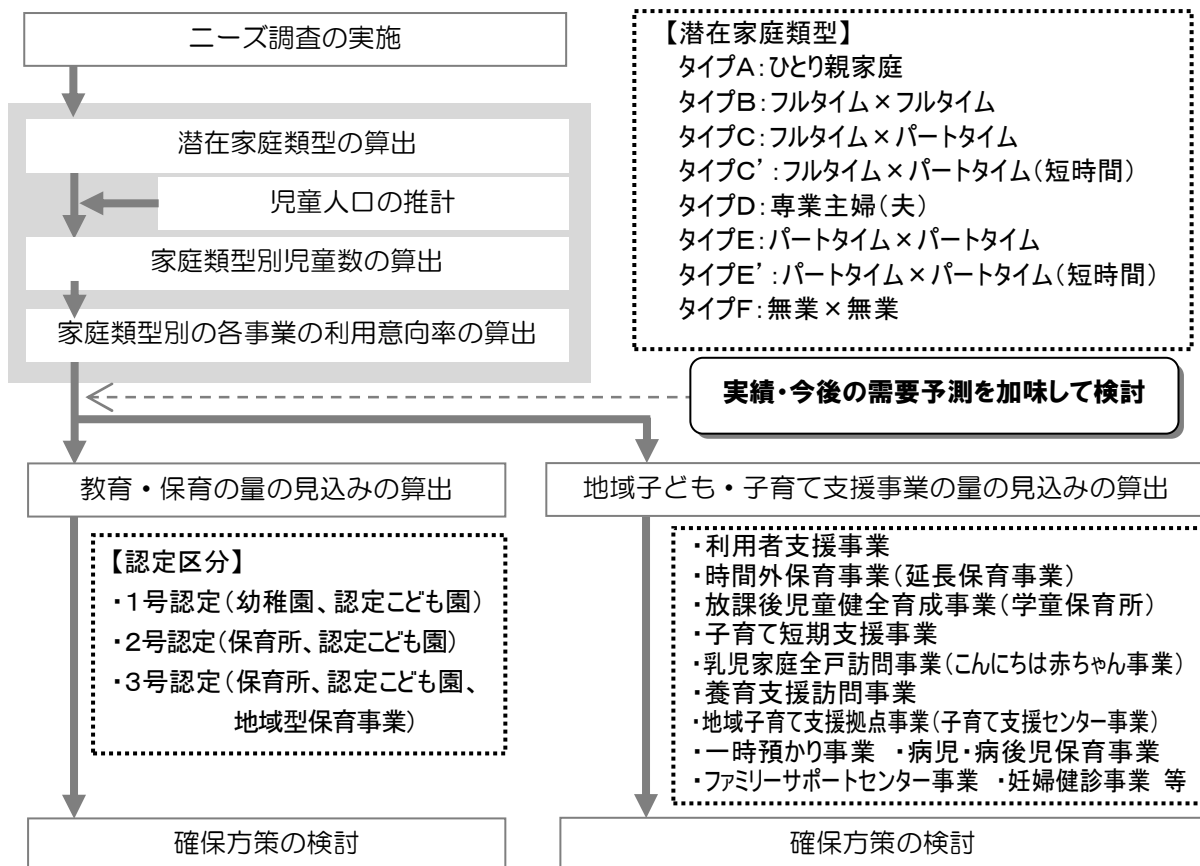
○本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取り組みやまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備等、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味し、宍粟市全域を1圏域として設定します。

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

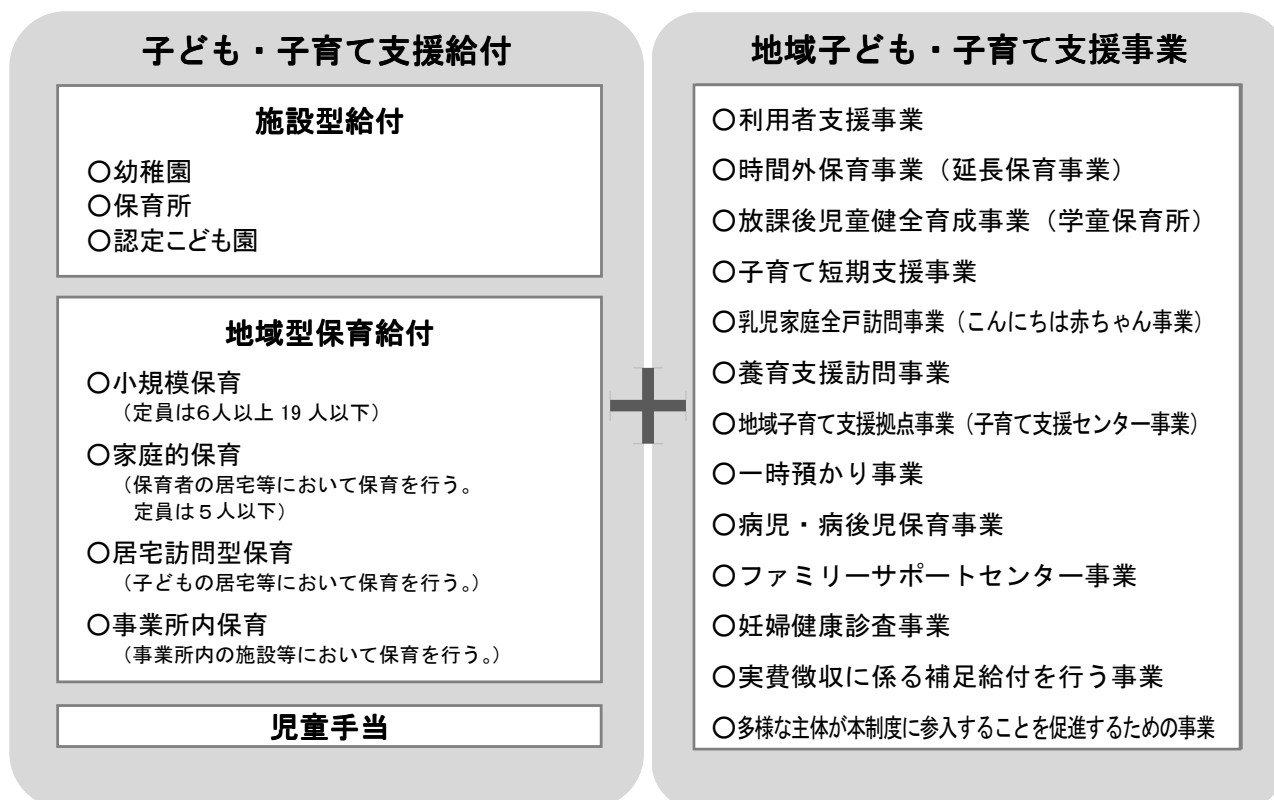
◆量の見込みの算出方法について

○量の見込みの算出にあたっては、各事業において以下の内容を基本として算出を行いました。なお、本計画における算出プロセスは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』を基本としています。

■量の見込みの算出の流れ



■子育て支援の「給付」と事業の全体像



①幼稚園・保育所・認定こども園

◆事業の概要

- 幼稚園：幼稚園教育要領に基づき、幼児期の学校教育を提供します。
- 保育所：保育所保育指針に基づき、乳幼児期の保育（養護と教育）を提供します。
- 認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育を提供します。
- 平成 26 年度の実績（見込み）は、1号認定が328人、2号認定が619人、3号認定が478人（0歳56人、1・2歳422人）です。

◆提供体制、確保策の考え方

- 乳幼児期の教育・保育については、幼稚園及び保育所、認定こども園において提供体制を確保します。
- 乳幼児期の教育・保育の提供に係る量の確保と質の向上については、宍粟市幼保一元化推進計画に基づく地域との協議の進捗状況を勘案しながら、利用者のニーズに沿った環境の整備を推進します。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、子ども・子育て支援新制度における新規事業として、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

■教育ニーズ(1号):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位(実人/年)

| 項目 | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|------------------|------------|-------|-----|----------|-------|-----|
| | 3 歳 | 4-5 歳 | 合計 | 3 歳 | 4-5 歳 | 合計 |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | 65 | 282 | 347 | 63 | 280 | 343 |
| ②確保の内容 | 幼稚園、認定こども園 | | | | | |
| | 10 | 282 | 292 | 10 | 280 | 290 |
| ②-① | △55 | 0 | △55 | △53 | 0 | △53 |

| 項目 | 平成 29 年度 | | | 平成 30 年度 | | |
|------------------|------------|-------|-----|----------|-------|-----|
| | 3 歳 | 4-5 歳 | 合計 | 3 歳 | 4-5 歳 | 合計 |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | 63 | 274 | 337 | 33 | 246 | 279 |
| ②確保の内容 | 幼稚園、認定こども園 | | | | | |
| | 63 | 274 | 337 | 33 | 246 | 279 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 項目 | 平成 31 年度 | | |
|-------------------|------------|-------|-----|
| | 3 歳 | 4-5 歳 | 合計 |
| ① 量の見込み(必要利用定員総数) | 38 | 232 | 270 |
| ②確保の内容 | 幼稚園、認定こども園 | | |
| | 38 | 232 | 270 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 |

■保育ニーズ(2号・3号):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位(実人/年)

| 項目 | 平成 27 年度 | | | | 平成 28 年度 | | | |
|------------------|------------|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-----|
| | 0 歳 | 1-2 歳 | 3-5 歳 | 合計 | 0 歳 | 1-2 歳 | 3-5 歳 | 合計 |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | 92 | 317 | 512 | 921 | 90 | 316 | 511 | 917 |
| ②確保の内容 | 保育所、認定こども園 | | | | | | | |
| | 92 | 317 | 512 | 921 | 90 | 316 | 511 | 917 |
| | 地域型保育事業 | | | | | | | |
| | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 項目 | 平成 29 年度 | | | | 平成 30 年度 | | | |
|------------------|------------|-------|-------|-----|----------|-------|-------|-----|
| | 0 歳 | 1-2 歳 | 3-5 歳 | 合計 | 0 歳 | 1-2 歳 | 3-5 歳 | 合計 |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) | 88 | 310 | 498 | 896 | 80 | 291 | 528 | 899 |
| ②確保の内容 | 保育所、認定こども園 | | | | | | | |
| | 88 | 310 | 498 | 896 | 80 | 291 | 528 | 899 |
| | 地域型保育事業 | | | | | | | |
| | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 項目 | 平成 31 年度 | | | |
|-------------------|------------|-------|-------|-----|
| | 0 歳 | 1-2 歳 | 3-5 歳 | 合計 |
| ① 量の見込み(必要利用定員総数) | 75 | 269 | 512 | 856 |
| ②確保の内容 | 保育所、認定こども園 | | | |
| | 75 | 269 | 512 | 856 |
| | 地域型保育事業 | | | |
| | 0 | 0 | | 0 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

①利用者支援事業

◆事業の概要

○利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業や一時預かり、学童保育所等の地域子ども子育て支援事業のなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

◆提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については1か所を整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■利用者支援事業

単位(か所)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②時間外保育事業（延長保育事業）

◆事業の概要

○時間外保育事業（延長保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。
○平成26年度現在、8か所の私立保育所で実施しており、実績（見込み）は80人です。

◆提供体制、確保策の考え方

○時間外保育事業（延長保育事業）については、私立保育所と認定こども園で実施し、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■時間外保育事業(延長保育事業)

単位(実人/年)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 107 | 106 | 104 | 102 | 100 |
| ②確保の内容 | 107 | 106 | 104 | 102 | 100 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③放課後児童健全育成事業（学童保育所）

◆事業の概要

- 放課後児童健全育成事業（学童保育所）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な活動や遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
- 平成 26 年度現在、14 か所で小学3年生までの児童を対象に実施しており、実績（見込み）は270人です。

◆提供体制、確保策の考え方

- 放課後児童健全育成事業（学童保育所）については、定員の範囲内において小学6年生までの対象者の拡充を図ります。
- 対象者の増加に伴う提供量の確保については、小学校の空き教室の活用等により確保に努めます。

■放課後児童健全育成事業(学童保育所)

単位(実人/年)

| 項 目 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 低学年 | 270 | 255 | 250 | 294 | 288 |
| | 高学年 | 112 | 110 | 109 | 50 | 50 |
| | 合計 | 382 | 365 | 359 | 344 | 338 |
| ②確保の内容 | | 355 | 355 | 355 | 344 | 338 |
| ②-① | | △27 | △10 | △4 | 0 | 0 |

④子育て短期支援事業

◆事業の概要

- 子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等で一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。休日・宿泊を含めたショートステイ事業と、夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。
- 平成 26 年度現在、ニーズ量、実績ともにありません。

◆提供体制、確保策の考え方

- 子育て短期支援事業については、今後の利用希望に柔軟に対応できるよう、確保策を検討します。

■子育て短期支援事業

単位(延人/年)

| 項 目 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

◆事業の概要

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。
- 平成26年度現在、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し実施しており、実績（見込み）は250人です。

◆提供体制、確保策の考え方

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）については、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導） 単位（実人／年）

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 267 | 262 | 256 | 211 | 199 |
| ②確保の内容 | 267 | 262 | 256 | 211 | 199 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥-1 養育支援訪問事業

◆事業の概要

- 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門家が訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。
- 平成26年度現在、実績はありません。

提供体制、確保策の考え方

- 養育支援訪問事業については、今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■養育支援訪問事業

単位(実人/年)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆事業の概要

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性を強化するための取り組みやケース記録や進行管理台帳の電子化などを通じて、ネットワーク関係機関の連携を強化する取り組みなどに対する支援を行うものです。

提供体制、確保策の考え方

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業における、今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

◆事業の概要

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

○平成26年度現在、4か所で実施しています。

◆提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）については、今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

単位（延人／月）

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,639 | 1,625 | 1,592 | 471 | 438 |
| ②確保の内容 | 1,639 | 1,625 | 1,592 | 471 | 438 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧一時預かり事業

◆事業の概要

- 一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
- 幼稚園在園児を対象とした一時預かりと、保育所での就学前児童を対象としたその他の一時預かり事業があります。
- 平成26年度現在、幼稚園での一時預かりは7か所の学童保育所、その他の一時預かりは6か所の私立保育所において実施しています。

◆提供体制、確保策の考え方

- 幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、幼稚園及び認定こども園で、その他の一時預かりについては、私立保育所及び認定こども園で実施し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位(延人/年)

| 項目 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園での一時預かり | ①量の見込み | 17,859 | 17,819 | 17,383 | 16,041 | 15,893 |
| | ②確保の内容 | 17,859 | 17,819 | 17,383 | 16,041 | 15,893 |
| | ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■その他の一時預かり

単位(延人/年)

| 項目 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| その他の一時預かり | ①量の見込み | 4,811 | 4,783 | 4,670 | 1,901 | 1,864 |
| | ②確保の内容 | 4,811 | 4,783 | 4,670 | 1,901 | 1,864 |
| | ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨病児・病後児保育事業

◆事業の概要

○病児・病後児保育事業は、病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、現在実施しておらず、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、病後児保育の提供体制の確保に努めます。

■病児・病後児保育事業

単位(延人/年)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,062 | 1,057 | 1,033 | 1,013 | 996 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 996 |
| ②-① | △1,062 | △1,057 | △1,033 | △1,013 | 0 |

⑩ファミリーサポートセンター事業(就学児のみ)

◆事業の概要

○ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助をしたい人(まかせて会員)と、育児の援助をしてほしい人(おねがい会員)が会員となり、地域のなかで助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

○平成26年度現在、1か所で実施しています。

◆提供体制、確保策の考え方

○ファミリーサポートセンター事業については、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■ファミリーサポートセンター事業(就学児のみ)

単位(延人/年)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 70 | 68 | 67 | 500 | 550 |
| ②確保の内容 | 70 | 68 | 67 | 500 | 550 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑪妊婦健康診査事業

◆事業の概要

○妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○妊婦健康診査事業については、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

■妊婦健康診査事業

単位(延人/年)

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 3,360 | 3,256 | 3,192 | 2,512 | 2,376 |
| ②確保の内容 | 3,360 | 3,256 | 3,192 | 2,512 | 2,376 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業の概要

○実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○実費徴収に係る補足給付を行う事業における、今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆事業の概要

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

◆提供体制、確保策の考え方

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業における、今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制の検討を行います。

2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

(1) 保幼小連携・小中一貫教育の推進

① 「しそうこども指針」に基づいた教育・保育の充実と子育て支援の推進

「しそうこども指針」を基本として、家庭と地域社会と教育・保育施設及び行政機関が連携しながら、すべての就学前の子どもの教育・保育の充実と子育て支援を推進し、小学校への滑らかな接続を図ります。

② 「しそうの子ども生き生きプラン」の推進

「しそうの子ども生き生きプラン」に基づき、「宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり」「社会の変化に対応する学校づくり」「教師力を高める学校づくり」「地域総がかりの学校づくり」「健やかな心と体を備えた人づくり」「安全・安心の学校づくり」「家庭での子育てを支援する体制づくり」を推進します。

(2) 就学前教育・保育の環境整備

① 「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供

「宍粟市幼保一元化推進計画」に示す、子どもの教育・保育の環境整備をするため、就学前の子どもの対象とした幼稚園・保育所一元化を推進します。さらに、認定こども園ガイドラインで示した職員体制を強化することで、より質の高い教育・保育の一体的提供に努めます。

② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

全市的に質の高い教育・保育を提供するため、職員研修の体系化を図り、幼稚園・保育所等全職員を対象とした研修の充実を図ります。また、職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。さらに、教育・保育活動の評価・改善・向上に努めます。

(3) 放課後子ども総合プランの推進

次代を担う人材の育成と、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的とした、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、運営委員会を設置し、学童保育所と放課後子ども教室の連携を推進します。

(4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援

① 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

市内の幼稚園、保育所、認定こども園において、身体障がい、知的障がい、発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもの状況に応じて、保育士等を加配することで、適切な教育・保育が提供できる体制を整備します。

② 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

様々な支援を必要とする子どもが、家庭や地域で安心して生活できるよう、教育・保育・福祉の関係機関が連携して、子どもの発達に応じた、それぞれの実情に応じた支援が一体的に受けられる環境整備に努めます。

第5章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

2. 情報提供・周知

本市ではこれまでに、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や市のホームページ、しーたん通信を活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3. 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表します。

参考資料(巻末資料)

1. 宍粟市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宍粟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する計画をいう。）の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が召集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2. 宍粟市子ども・子育て会議委員名簿（計画策定時）

| 区分 | 氏名 | 委嘱期間 | 所属等 |
|-------------------------------|-----------------------|---------------------|------------------------------|
| 子どもの保護者 | きたぐち 北口 いつみ 逸未 | H25.11.11～H27.11.10 | 認可保育所保護者代表 |
| | おおがき 大柿 しんや 眞也 | H25.11.11～H26. 3.31 | 公立保育所保護者代表 |
| | まえだ 前田 としあき 利明 | H26. 4. 1～H27.11.10 | |
| | やました 山下 みどり | H25.11.11～H26. 3.31 | 幼稚園保護者代表 |
| | たにぐち 谷口 ひろみ 浩美 | H26. 4. 1～H27.11.10 | |
| | しばはら 柴原 よしたか 吉高 | H25.11.11～H26. 3.31 | 宍粟市連合 PTA 代表 |
| なかた 中田 こういち 浩一 | H26. 4. 1～H27.11.10 | | |
| 子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者 | はた お 畑尾 ひろや 浩弥 | H25.11.11～H27.11.10 | 兵庫県保育協会宍粟支部 |
| | よねだ 米田 あつこ 敦子 | H25.11.11～H26. 3.31 | 公立保育所所長代表 |
| | たなか 田中 かおり | H26. 4. 1～H27.11.10 | |
| | やまもと 山本 ちづこ 千津子 | H25.11.11～H26. 3.31 | 幼稚園長代表 |
| | はるな 春名 ひでよ 英代 | H26. 4. 1～H27.11.10 | |
| | やまだ 山田 りか 里香 | H25.11.11～H27.11.10 | 子育て支援センター代表 |
| いしはら 石原 あやこ | H25.11.11～H27.11.10 | 学童保育所長代表 | |
| 子ども・子育て 支援に関して学 識経験のある者 | しんしょう 新庄 こうし 康史 | H25.11.11～H27.11.10 | 小学校長経験者 |
| | やまね 山根 なおみ 直美 | H25.11.11～H27.11.10 | 幼稚園長経験者 |
| | あさの 浅野 あいこ 愛子 | H25.11.11～H27.11.10 | 宍粟市民生委員児童委員 協議会連合会 主任児童委員 |
| | やまもと 山本 ちづこ 千津子 | H26. 4. 1～H27.11.10 | 幼稚園長経験者 |
| その他市長が 必要と認める者 | おが 岡 のりこ 徳子 | H25.11.11～H27.11.10 | 社会福祉法人千種杉の子会 |

3. 策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---|--|
| 平成 25 年 11 月 11 日 (月) | 第 1 回 宍粟市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長及び副会長の選出 ・子ども・子育て支援新制度について ・宍粟市の現状について ・新制度におけるニーズ調査票について ・今後のスケジュールについて |
| 平成 25 年 11 月 29 日 (金) ～平成 25 年 12 月 13 日 (金) | 「宍粟市 子ども・子育て支援 新制度におけるニーズ調査」の実施 |
| 平成 26 年 2 月 21 日 (金) | 第 2 回 宍粟市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・新制度におけるニーズ調査結果について ・教育・保育の提供区域の設定について |
| 平成 26 年 6 月 24 日 (火) | 第 3 回 宍粟市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代について ・ニーズ調査結果からみえてくる課題 ・計画骨子案について ・区域設定・ニーズ量について ・今後のスケジュールについて |
| 平成 26 年 8 月 26 日 (火) | 第 4 回 宍粟市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・量の見込みと確保方策について ・子ども・子育て支援制度施行に伴う各種事業等の基準についてのパブリックコメント実施結果 ・宍粟の教育・保育や子育て支援に関して意見交換 |
| 平成 26 年 11 月 11 日 (火) | 第 5 回 宍粟市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・量の見込みと確保方策について |
| 平成 26 年 12 月 25 日 (木) ～平成 27 年 1 月 26 日 (月) | パブリックコメントの実施 |
| 平成 27 年 2 月 10 日 (火) | 第 6 回 宍粟市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・計画案について |
| 平成 27 年 2 月 19 日 (木) | 会長より市長へ最終案の報告及び意見書提出 |

4. 用語解説

【あ行】

◎預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる。

◎生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を指している。

【か行】

◎家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

◎教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

◎居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

◎合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。1人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

◎子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

◎子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

【さ行】

◎事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

◎施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

◎宍粟市幼保一元化推進計画

平成21年8月策定。多種多様化する教育・保育ニーズに対応し、子ども集団の適正規模化による教育・保育の実施とすべての子育て家庭を対象とした子育て支援を図ることを目的に、幼保一元化施設（認定こども園）による就学前の子どもより良い教育と保育の環境整備を推進することを定めた計画。

◎小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

【た行】

◎地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

◎地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育（定員6～19人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

◎地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育所）等の事業。

【な行】

◎認定区分

保護者が施設などの利用を希望する際、利用のための認定の申請を行う。新制度においては、3つの区分の認定に応じて、幼稚園や保育所などの施設等の利用先が決まってくる。

1号認定は教育標準時間認定。子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合で、利用先は幼稚園、認定こども園。

2号認定は満3歳以上・保育認定。子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、認定こども園。

3号認定は満3歳未満・保育認定。子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、認定こども園、地域型保育。

◎認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、「保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能」「すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能」をもつ施設。

【は行】

◎ファミリーサポートセンター

仕事と育児の両立のための相互援助活動を行う機関。

【や行】

◎幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

【わ行】

◎ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取り組みを重視すること。

宍粟市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月
(平成 30 年 3 月 一部表中の量の見直し)

発行：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL：0790-63-3067 FAX：0790-63-3062
